

ワンストップ型電子契約サービスのご紹介

～ 印紙の伴う契約業務にお困りのお客さまへ ～

 株式会社 日立システムズ



Human * IT

目次

1. 電子契約について
 2. 電子契約に関連する法・制度
 3. ご紹介の電子契約サービスについて
 4. ワンストップ型電子契約サービスの特徴
 5. Adobe Signについて
 6. Flex CRMについて
 7. 日立システムズのご紹介
- 付属資料：関連する法・制度

1.1 電子契約における政府等の動向

【令和2年7月2日】第8回規制改革推進会議：行政手続きの押印“真の必要除き廃止”答申

内閣府：民間事業者による押印廃止の取組

総務省：クラウドサービスも、一定の要件を満たせば対象

国土交通省：不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法について
による交付等に向けて宅建業法関連規定の改正措置

金融庁：金融機関の口座開廃、融資の申込み等、種々の関連手続きに
業過全体で慣行見直し、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進

法務省：電磁的記録で作成の取締役会議事録の出席取締役等による「署名又は記名
押印に代わる措置」を、電子署名を行うサービス等も含まれる



【令和2年7月8日】政府・経団連などが連名で、「書面、押印、対面」を原則とした
制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言

民間の取引において、(内閣府・法務省・経産省作成の「押印についてのQ&A」)
に基づき、押印が必須でない旨を周知し、民間事業者による押印廃止の取組を推進
また、電子署名等の電子認証の活用の促進。

【令和2年9月30日】河野太郎行政改革・規制改革相

全府省に要請したハンコの廃止について「大半は廃止できそう」と自身のツイッ
ターへ投稿。各府省からの回答がほぼ出そろったとして「銀行印が必要なもの
や法律で押印が定められているものなど、検討対象が若干ある」とも

※ 河野氏指示を受け、内閣府は9月24日に全府省にハンコの原則廃止を要請

1.2 電子契約とは

電子契約とは、これまで「紙と印鑑」によって締結していた書面契約を、電子ファイルと電子署名や電子サインを使ってインターネット上で契約締結し、そのまま電子データとして自社サーバやクラウドに保管する方法のことです。

1.3 書面契約と電子契約の違い

	書面契約	電子契約
書類の形式	印刷された紙書面	電子データ
署名方法	押印、または直筆のサイン	電子署名・電子サイン ※ ※:「1.4 電子署名と電子サインの違い」も参照ください
本人性の確認	印鑑証明書	メールアドレス + パスワード または、電子証明書
完全性の証明	契約・割印	タイムスタンプ
受け渡し	原本の郵送、または持参	インターネット通信
保管方法	倉庫・キャビネット等	サーバ・クラウドストレージ
印紙	必要	不要

1.4 電子署名と電子サインの違い

電子署名と電子サインはともに法的拘束力があります。

電子サインは、メールアドレスやパスワード、IPアドレス、ソーシャルIDなどの情報と履歴(ログ)に基づいて、利用者の「本人性」が確認でき、一般的な営業契約、注文・請書など広範囲な文書に利活用され、電子署名は、「第三者機関の認証局が発行する証明書」により本人性が証明され、不動産取引や公正証書の作成などで利用されます。

ご紹介の電子契約サービスは、

- ・本人性
- ・非改ざん性を Adobe Sign を利用することにより担保

 Adobe Sign



電子サイン【証跡補完型】

- ・本人性確認: メールアドレス等 + 電子サインの履歴(ログ)
- ・改ざん防止
- ・電子証明書

一般的案な営業契約、注文・請書など広範囲な文書に利用

電子署名

- ・本人性確認
 - ・改ざん防止
- } 認証局発行の電子証明書

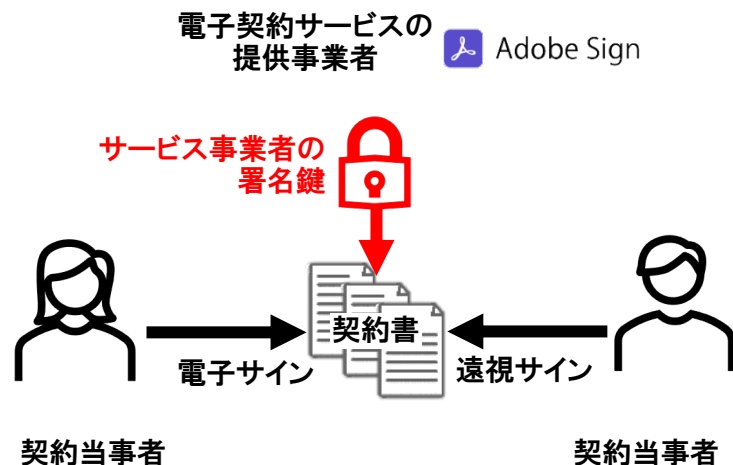
不動産取引や公正証書等に利用

1.5 電子契約のパターン

電子契約は合意の意思表示として、契約当事者の電子署名、サインを付与することにより契約を締結しますが、署名鍵の付与の方法によりパターンが2つ (下図)あります。

立会人型

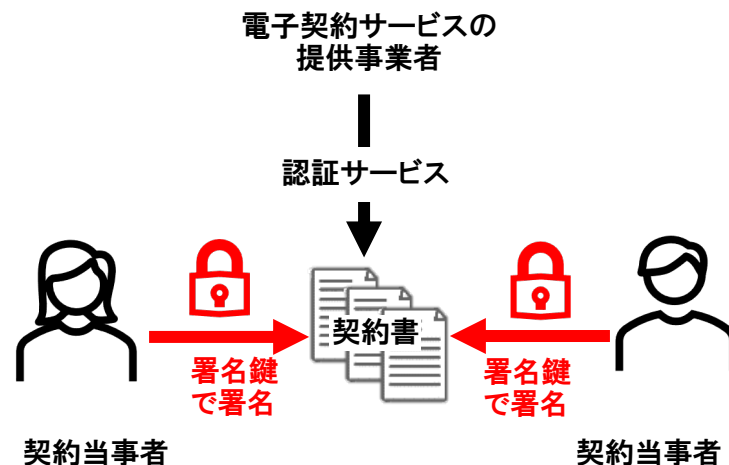
電子契約のサービス事業者が契約締結者の指示を受けて電子署名を付与



当事者(本人)型

Optionで対応

契約締結者が自らの署名鍵で電子署名



2.1 電子契約に関連する法・制度※1

※1 : 「付属資料:関連する法・制度」も参照ください。

電子帳簿保存法

1998年7月施行
会計記録等の保管義務がある書類の電子データでの保管を容認

IT書面一括法

2001年4月施行
契約締結などの書面を「電子メールやFAX」で行うことを容認

電子署名法

2001年4月施行
電子署名の有効性を担保

e-文書法

2005年4月施行
法や税法で保管が義務付けられていた文書を電子化して保存できるよう容認

電子契約

建設業法

2001年4月:
「建設業法第19条3項」※2にて電磁的措置を容認

※2: 「2.2建設業法に関して」にてご説明

税務調査時の対応

保管場所 : 自社以外(データセンター等)に保管しても問題ない

真正性の要件 : 「電子署名」「タイムスタンプ」「非改ざん性」と事務処理規定」

検索機能 : 契約書が「文書の名称」「金額」「日付」「相手方」の2つ以上でア
ンド検索が可能

説明書の完備 : 説明書を準備、マニュアルの整備

2.2 建設業法に関して

工事請負契約書電子化への対応

(法第19条第3項、令第5条の5、規則13条の2～4)

書面による契約は、元請負・下請負に係わらず全ての建設工事請負契約について義務づけられていますが、双方の合意がある場合は、書面による手続きに代えて国土交通省令で定める情報通信の技術を利用した措置を講ずることができます。

国土交通省令で定める情報通信の技術を利用した措置

- ① 契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができること
- ② 改変が行われていないかどうかを確認することができることという基準を満すものでなければならない。

ご紹介の電子契約サービス

- ① 契約の相手方は、ブラウザとメールアドレスさえあれば、PDF形式のファイルへ記録を出力でき、書面が作成可能です。
- ② 世界的に著名なアドビ社の技術にて、文書を暗号化、保護、改変が無いか否かの真正性を担保しています。

Adobe Signで対応



3.1 電子契約サービスのコンセプト

社内外の枠を超えワンストップで脱ハンコ

- ・契約関連業務の全てを1つのシステムで！
- ・社内外の枠を超えてワンストップで脱ハンコを実現！！

3 3つのPOINT

POINT1 Low cost 契約業務をもっと低価格に

- ・印紙不要の電子契約で印紙代を削減 ※ 電子契約では契約金額に関わらず印紙税が不要（印紙税法第2条）
- ・切手や封筒など郵送コストを削減
- ・新たな契約書保管スペースが不要

POINT2 SPEED 契約業務をもっと速く

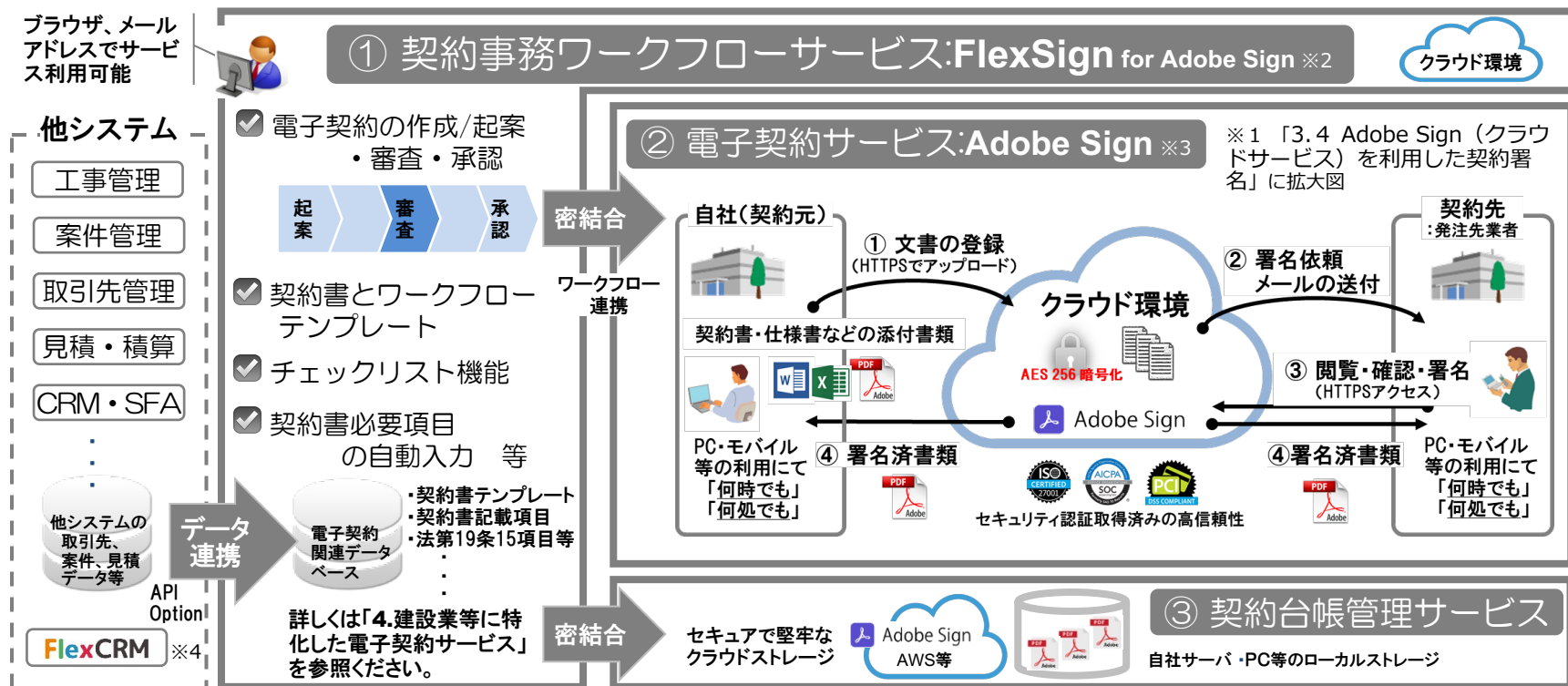
- ・契約書の自動作成と契約事務のワークフロー化
- ・署名・捺印の電子化
- ・契約書の電子データ化

POINT3 RELIEF 契約業務をもっと安心に

- ・契約期日や着手前契約のアラート管理とチェックリストを装備
- ・セキュアな環境での契約書データ保管

3.2 電子契約サービスの機能概要

- ・各サービス(①、②、③) □ を利用料方式でご提供します。
- ・契約書必要項目自動入力とワークフローの利活用で効率化とコスト削減が可能です。
- ・チェックリスト機能は特に建設業等で法令順守(コンプライアンス)へ対応可能です。
- ・各サービスは各々単独でも利用することが可能です。



※2 FlexCRM、FlexSign for Adobe Signはノイアンドコンピューティング株式会社のサービスです。

※3 Adobe Signはアドビ株式会社の電子契約サービスです。

※4 クラウド型CRM「FlexCRM」を利用すれば、取引先、案件管理等のデータを電子契約サービスとCRMのDBを一体化できます。

3.3 電子契約サービス導入のメリット

I 効率化【リードタイム短縮】

- ・ 組織内(部門・出先間)・契約先への郵送等に要するリードタイムを大幅に短縮
- ・ 決裁者が不在のケースでもPC、モバイルから審査・決裁が可能

働き方改革

II コスト削減

- ・ 契約事務にかかわる作業時間を削減
- ・ 電子契約は契約金額に関わらず印紙税が不要(印紙税法第2条)
- ・ 郵送に要する切手代、印刷代等のコストを削減

III 法令等の順守

- ・ 契約事務をワークフロー化(作成・審査・承認)
- ・ 契約期日のアラート管理
- ・ チェックリストを装備 ※建設業法第19条15項目等のチェックで利活用できます

特に工事請負契約にご推奨

クラウド利用

働き方改革
& New Normal

- ・ PC、モバイル等のインターネット接続可能な環境があればサービス利用可能
- ・ 非対面、在宅勤務等のリモートワークにて契約締結のプロセスが完結

3.4 Adobe Sign(クラウドサービス)を利用した契約署名

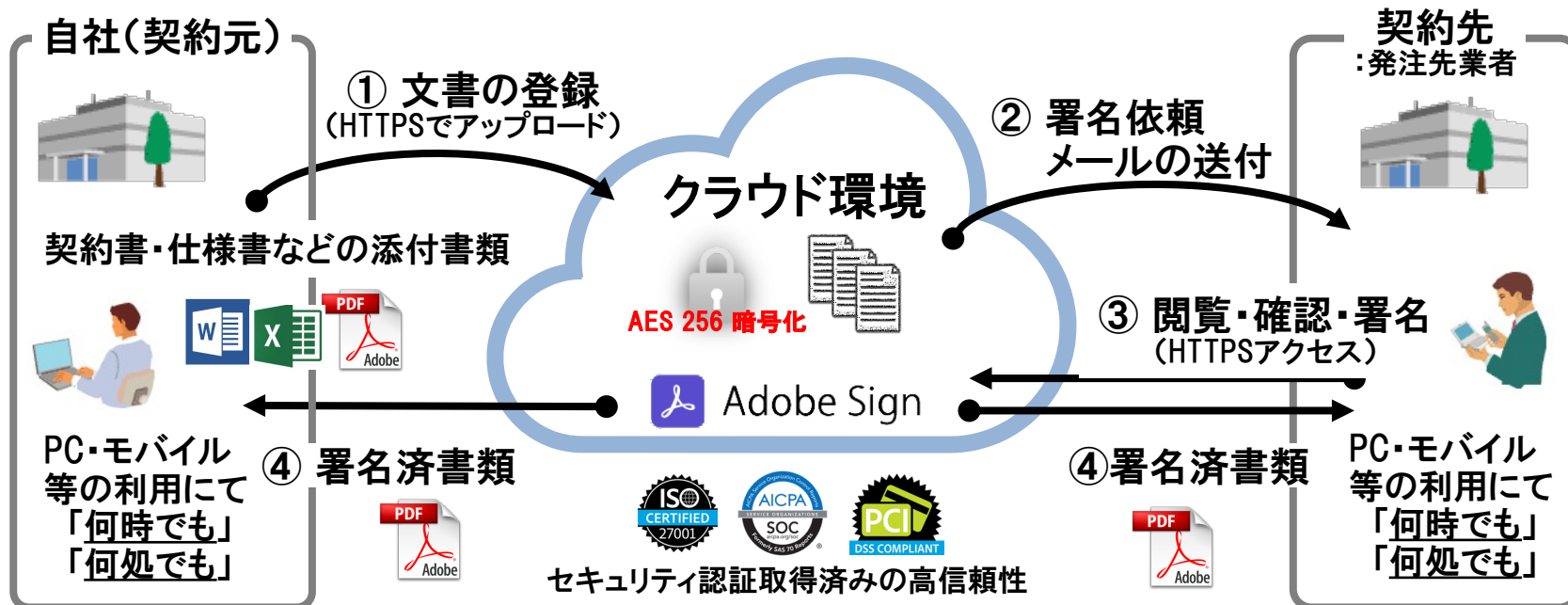
クラウドサービスの利用メリット

働き方改革
& New Normal

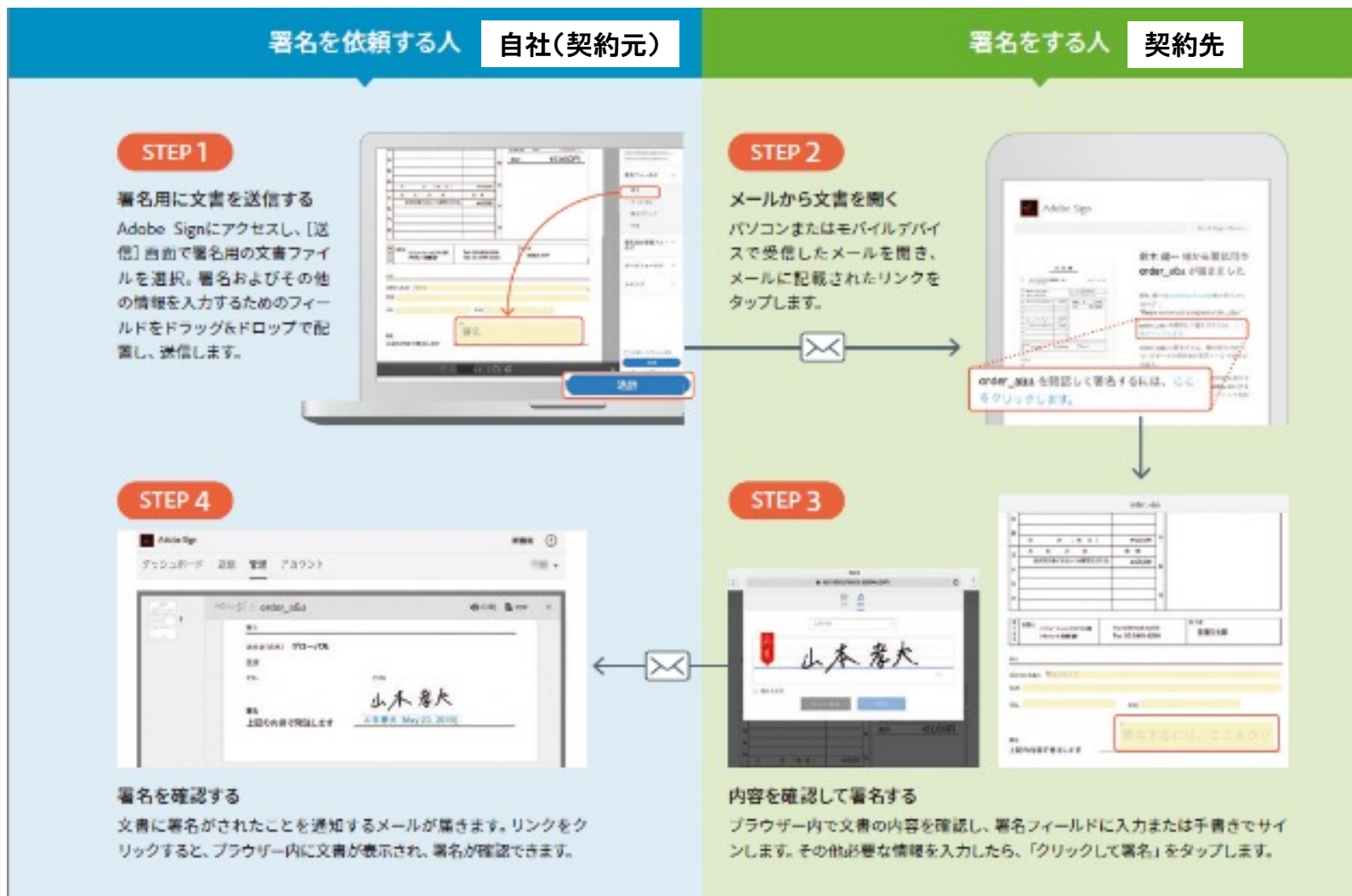
自社(契約元)と契約先も共に、

- ① PC、モバイル等のインターネット接続に可能な環境であれば利用可能 ※
- ② 在宅勤務などのリモートワークでも契約締結のプロセスが完結
- ③ 出張時も外出先から決裁、署名の処理が可能

※:「4.6 契約先の電子契約サービス利用が容易」も参照ください。



3.5 契約締結時のAdobe Signのご利用イメージ



ご紹介の電子契約サービスは契約事務の
I 効率化、II コスト削減、III 法令等順守にあたり以下の機能
と特長を有しております。

4.1 契約事務のワークフロー化(作成・審査・承認)

4.2 契約期日のアラート管理

4.3 チェックリストを装備

4.4 契約書記載主要項目の自動入力

4.5 必要書類をPDFで添付

4.6 契約先の電子契約サービス利用が容易

4.1 契約事務のワークフロー化(作成/起案・審査・承認)

① 契約パターン別ワークフロー

審査・承認処理を契約パターン別にワークフロー化、契約パターン※1の選択により、契約書テンプレートと決裁経路を自動選択、ワークフロー※2がスタートします。

[建設工事会社の例]



② 画面例：契約事務ワークフロー（作成/起案・審査・承認）

作成・承認 99 文書管理 取引先 設定 ヘルプ [建設工事会社の例]

戻る プレビュー 編集

受注額50万円以上の工事

文書フォーマットを見る 文書フォーマットの変更

帝国エレベータ株式会社
東京都港区青坂1-1-1

契約日付	2020/8/25	発注日	2020/8/25
物件名	千代田区九段上マンション	住所	〒102-9999
工事名	エレベーターシーブ交換工事	契約金額	582,000円
工事期間（自）	2020/10/1	工事期間（至）	2020/10/10

承認ステータス 履歴

承認ステータス（閲覧モードのみ）

	係長 太郎 工事管理部/係長	✓ 8月12日
	課長 太郎 工事管理部/課長	✓ 8月12日
	次長 太郎 工事管理部/次長	✓ 8月12日
	部長 太郎 工事管理部/部長	
	本部長 太郎 建設本部/本部長	

記載項目が自動入力※されます。
（契約書へも埋込）

※「4.4 契約書記載主要項目の自動入力」を参照ください。

契約書に添付する別文書

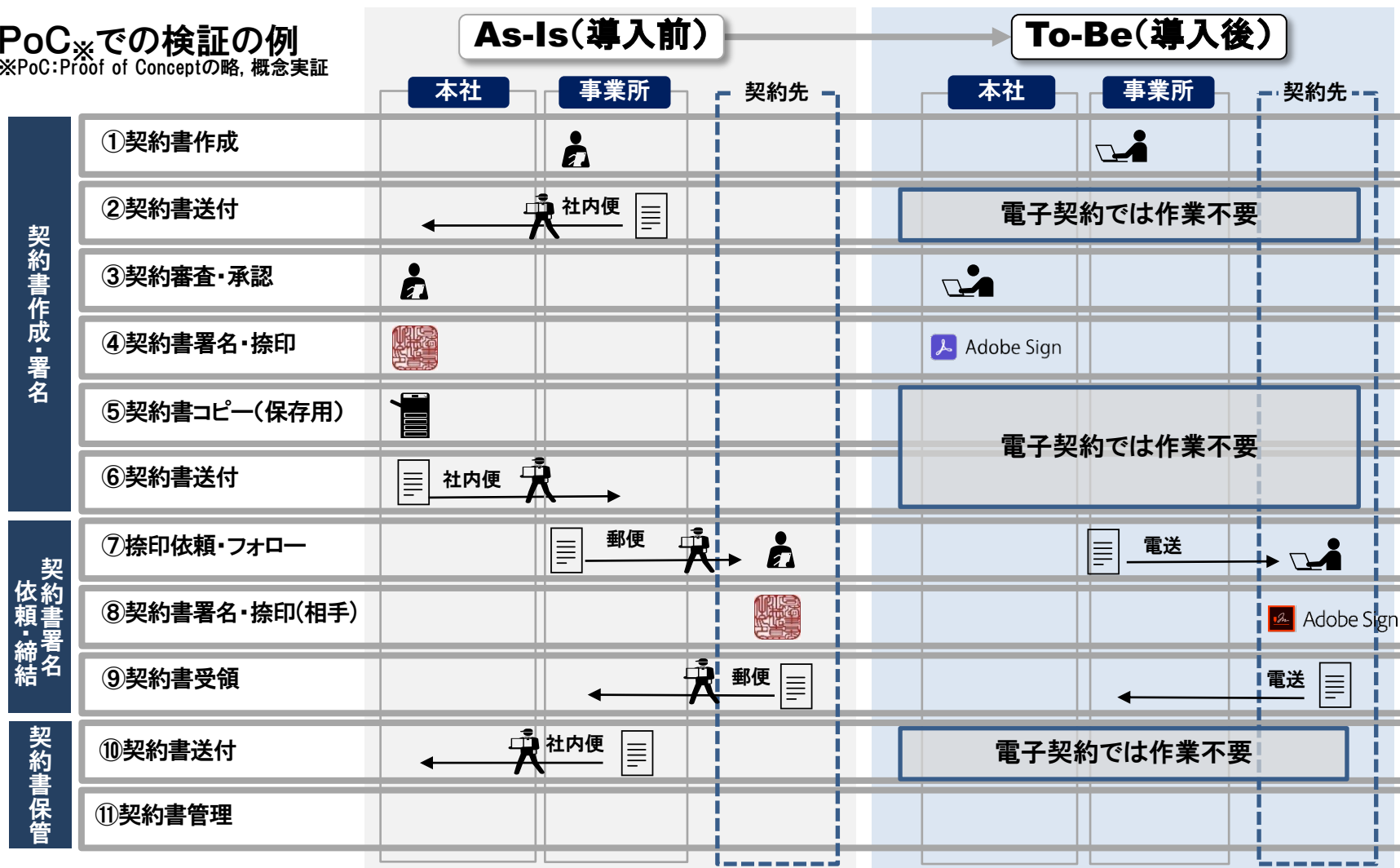
左から順に添付されて契約文書を出力します。

設計図書や約款にくわえチェックリストも添付できます。
※ チェックリストは契約には添付されません。
（契約書への書面の添付・非添付の選択が可能）

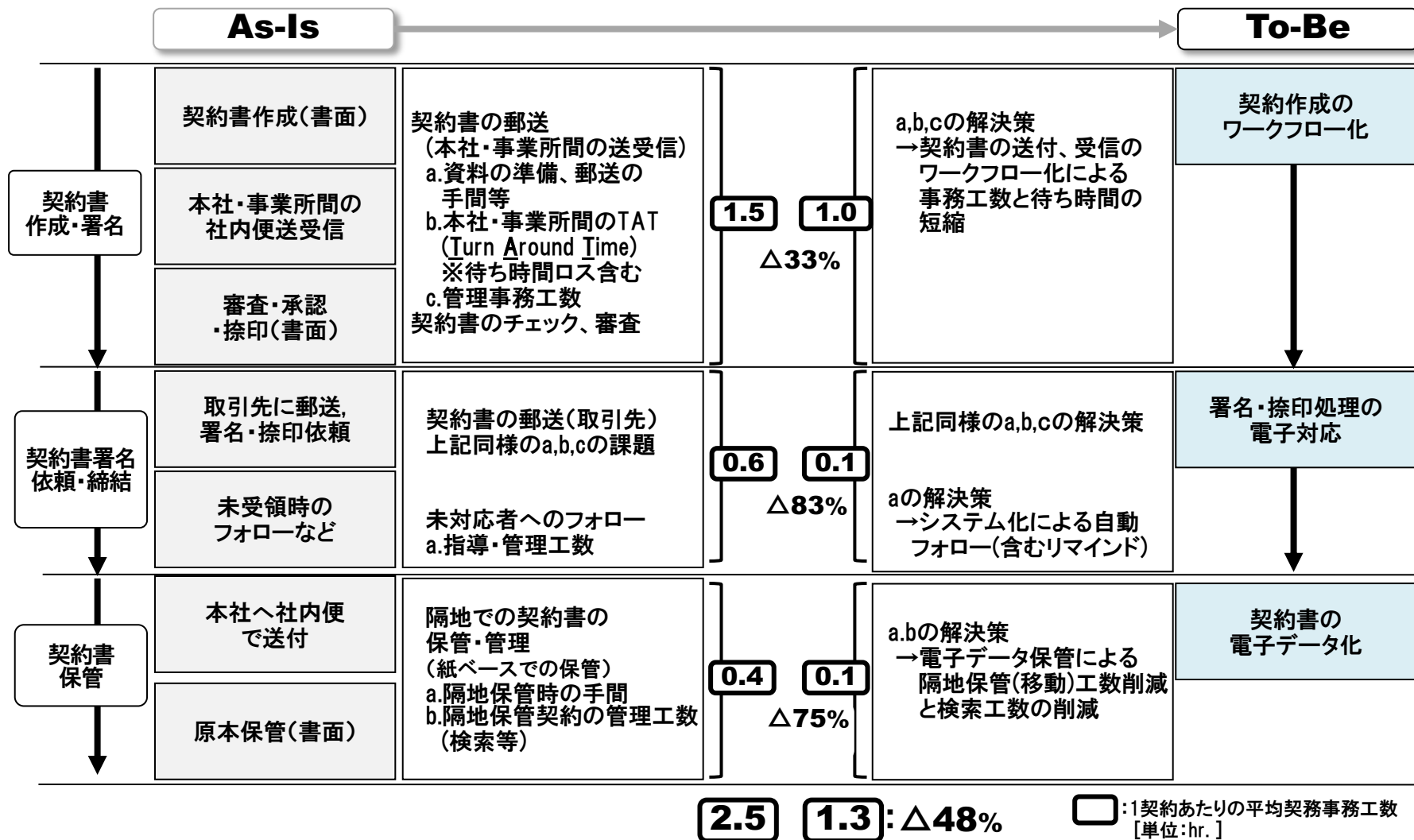
申請する/承認する 契約書のダウンロード

③ サービス導入後の契約ワークフロー改善例

[建設工事会社の例]

PoC※での検証の例
※PoC: Proof of Conceptの略, 概念実証

④ サービス導入前後のAs-Is To-Be分析図 [建設工事会社の例]



⑤ サービス導入後の改善効果例(建設工事会社の例)

業務請負契約数:2000件/年間での検証例
(③のAs-Is To-Be分析図も参照ください)

※1:効果を約束するものではありません

1) 契約事務に関わる作業時間

1契約あたり

As-Is:2.5時間 → To-Be:1.3時間 = **1.2時間の削減**

年間 契約件数:2,000件のケース

2,400時間の削減

2) 契約書作成から捺印までのTAT(Turn Around Time)の短縮

※2 本社と支店等の事業所間で郵送を伴うケース

As-Is:約5日間 → To-Be:**1日以内**

こんな
効果も

1日以内になれば、
着手前契約も促進できます

3) 経費の節減

1契約あたり

As-Is:**458円** → To-Be:**0円** = **458円削減**

2000件/年では

916千円の削減

	費用の項目	費用
1	注文書・請書の印刷用紙、インク代 ※4ページを想定	40円
2	印紙代※100万円以下の契約を想定、印紙は1枚分	200円
3	切手代※ 84円切手×2枚(往復)	168円
4	封筒代※ 封筒25円×2通	50円
	計	458円

4.2 契約期日のアラート管理

ご紹介の電子契約サービス

- ① 契約期日をワークフロー上で管理し、契約先への締結促進のお願いメールを送信するアラート管理機能を備えています。
- ② 工事契約では、工事着手の期日(着手日)を担当者へメールで送信し、警告できます。 特に工事請負契約にご推奨



工事着手日 到来管理の重要性

国土交通省の「発注者・受注者間における建設業法順守ガイドライン」では、請負契約の締結前に建設業者に工事を着手させた場合等は、建設業法第19条第1項に違反します。

4.3 チェックリストを装備

ご紹介の電子契約サービス

- ① チェック項目をワークフローでチェック作成し、審査・承認を電子決裁可能です。
(チェック項目は100項目まで自由に設定可能)
- ② 建設業法第19条15項目のチェックリストに対応可能です。

特に工事請負契約にご推奨

※建設リサイクル法対象工事の4項目のチェックリストにも対応可能です。

建設工事の請負契約は、契約の締結に際して以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付が必要です。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事内容 2. 請負代金の額 3. 工事着手の時期及び工事完成の時期 4. 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 5. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 6. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め 7. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め 8. 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | <ol style="list-style-type: none"> 9. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め 10. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め 11. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 12. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 13. 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 14. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 15. 契約に関する紛争の解決方法 |
|--|---|

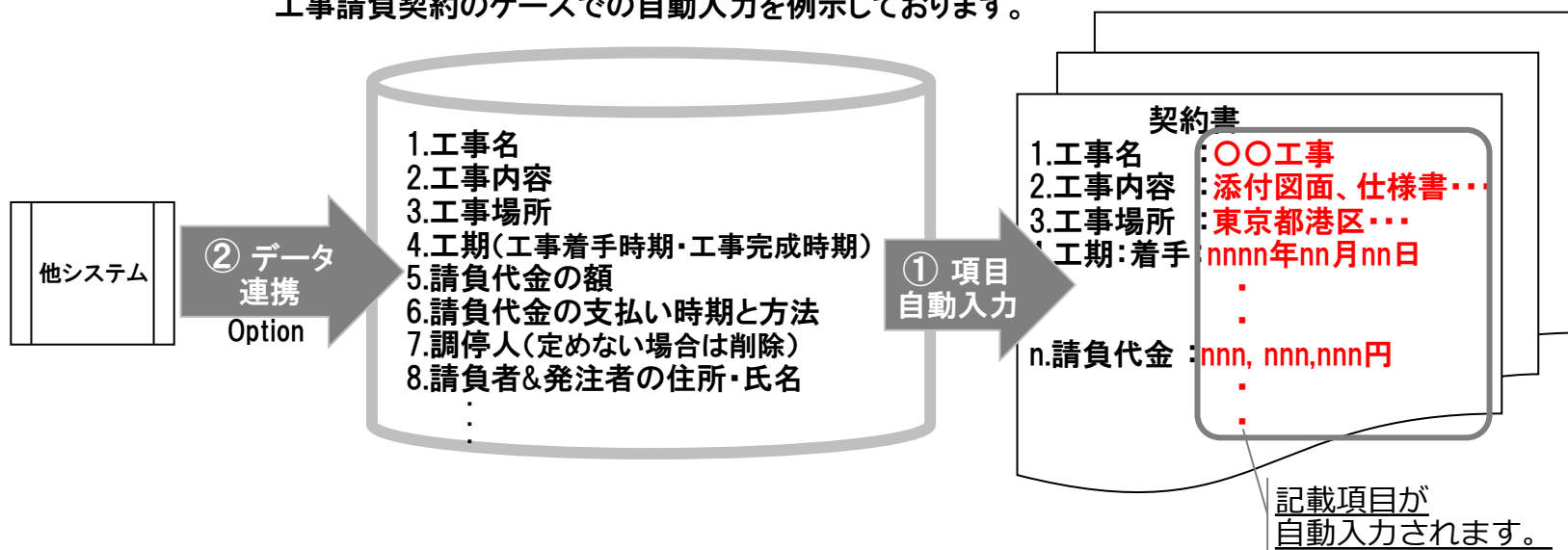
4.4 契約書記載主要項目の自動入力

契約書記載主要項目をデータベース管理しており、
契約書記載項目を自動入力①できます。

また、入力項目はデータ連携インターフェース②(Option)で他システムとの
連携入力も可能です。

[工事請負契約の例]

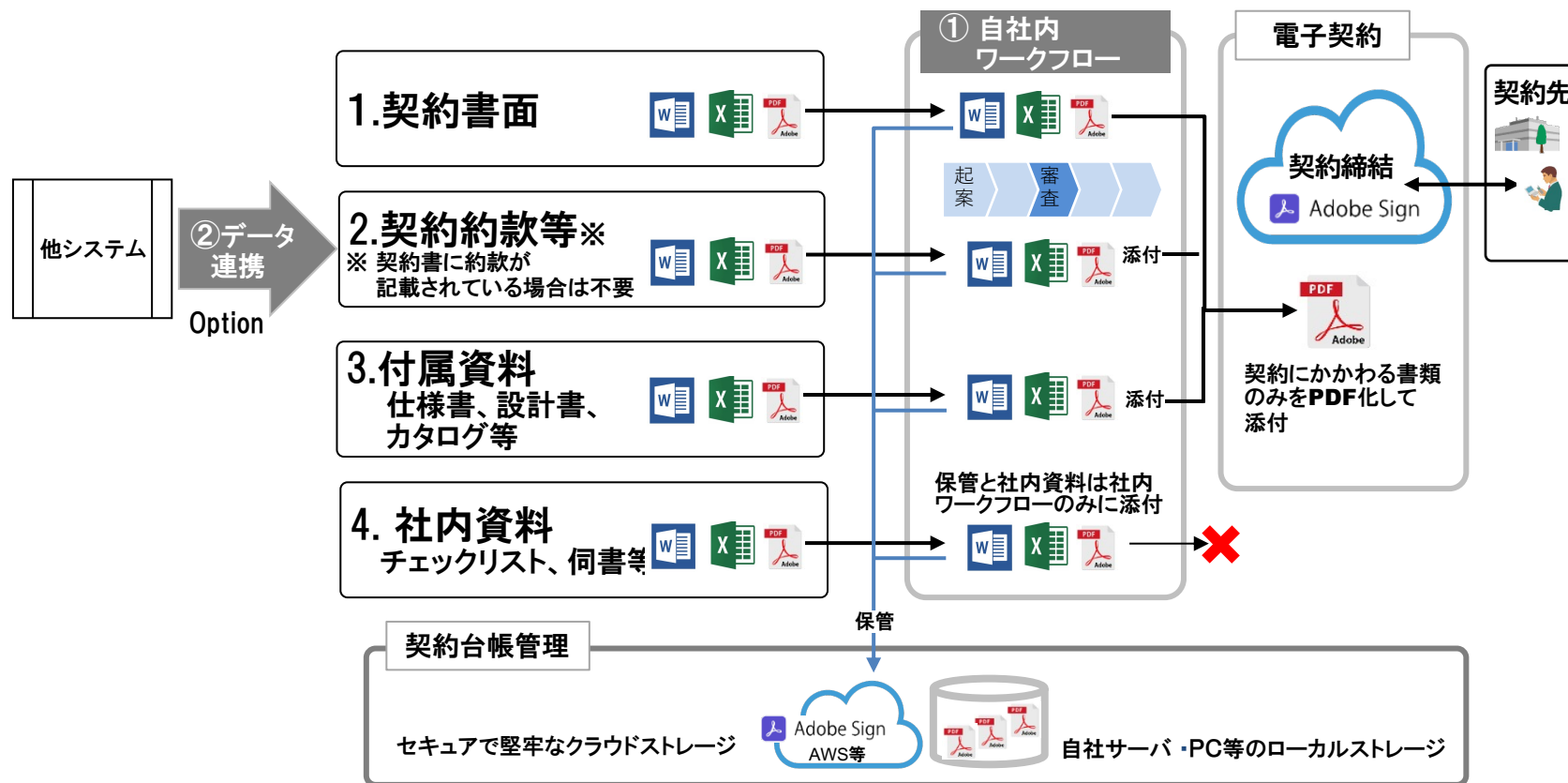
工事請負契約のケースでの自動入力を例示しております。



4.5 必要書類をPDFで添付

必要な書面・書類を自社内ワークフロー(①)で契約手続き毎に契約書への添付もしくは自社内のみ回覧を選択可能です。

また、他システムとのデータ連携インターフェース(②)も用意しております。



4.6 契約先の電子契約サービス利用が容易

電子契約サービスをご利用をいただきます契約先(電子契約の依頼先)でのシステムのご準備は不要です。ご利用に際しては、インターネットとブラウザ、メールアドレスをご準備いただければ電子契約が可能です。
また、契約先(契約の依頼先)の利用費用は不要※にすることが可能です。

※ Adobe Sign(アドビサイン)の利用費用を契約元(電子契約の依頼元)が負担の場合

契約先

- ☑ 諸々システムを準備するのが面倒だ！



電子契約システムの準備は不要
(インターネットとブラウザ、メールアドレスの準備のみで電子契約ができます)

- ☑ 電子契約に費用がかかるのであれば書面で契約したい!



電子契約サービスの利用費用は不要

END

ワンストップ型電子契約サービスのご紹介

🌀 株式会社 日立システムズ



Human * IT

- 本サービスのワークフロー機能等は、ノイアンドコンピューティング株式会社のFlexSign for Adobe Signを利用しております。
- 電子契約システムはアドビ株式会社のAdobe Adobeを利用しています。
- 本資料に記載されている会社名、製品名は、それぞれの会社の登録商標、または商標です。
- 本資料に記載されている内容、仕様については予告なく変更する場合があります。
- 本製品・サービスを輸出する場合には、外国為替および外国貿易法ならびに、米国の輸出管理関連法規などの記載をご確認の上、必要な手続きをおとりください。なお、ご不明な場合、当社営業にお問い合わせください。

 株式会社 日立システムズ